

浦安市障がい者通所施設交通費助成規則（平成3年規則第24号）

改 正 後	改 正 前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 省略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、この規則の規定は適用しない。</u></p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により、通所に係る交通費の扶助を受けることができる者</u></p> <p>(2) <u>他の地方公共団体から通所に係る交通費に対する助成金その他の支給を受けることができる者</u></p> <p>(助成金の額等)</p> <p>第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号に掲げる者</u> その者の1か月の通所に要する運賃の額から通所に必要な経費として別に補助され、又は支給される額を控除した額の2分の1に相当する額で5,000円を上限とした額</p> <p>(2) <u>前条第1項第2号に掲げる者</u> 1か月につき1,000円</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>前条第1項第2号に掲げる者に係る助成金は、第1項第2号の規定にかかわらず、通所した日が10日未満である月については、支給しないものとする。</u> (受給資格の喪失)</p> <p>第10条 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、受給資格は、喪失するものとする。</p> <p>(1) <u>第3条第1項に規定する要件を欠いたとき。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(助成金の額等)</p> <p>第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>前条第1号に掲げる者</u> その者の1か月の通所に要する運賃の額から通所に必要な経費として別に補助され、又は支給される額を控除した額の2分の1に相当する額で5,000円を上限とした額</p> <p>(2) <u>前条第2号に掲げる者</u> 1か月につき1,000円</p> <p>2 同左</p> <p>3 <u>前条第2号に掲げる者に係る助成金は、第1項第2号の規定にかかわらず、通所した日が10日未満である月については、支給しないものとする。</u> (受給資格の喪失)</p> <p>第10条 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、受給資格は、喪失するものとする。</p> <p>(1) <u>第3条に規定する要件を欠いたとき。</u></p> <p>(2) 同左</p> <p>2 同左</p>